

## 実質化された人・農地プランについて

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
片品村	第5区（太田、細工屋、阿村、上而、中里）	令和3年3月29日	—

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	89.5 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	44.8 ha
③地域内における <b>75歳以上</b> の農業者の耕作面積の合計	2.4 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.0 ha
ii うち後継者について不明（いない）の農業者の耕作面積の合計	0.3 ha
④地域内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.9 ha
(備考)	

### 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業従事者の高齢化、担い手・後継者が不足により、荒廃農地が拡大しており、荒廃農地対策が必要である。</li> <li>・ 多面的機能制度を活用し、景観作物（ひまわり等）を植栽するなど、観光と遊休農地解消を合わせた方策を検討する必要がある。</li> <li>・ 獣害被害は地域全体で増えており、里山整備で中段の林帯を間伐し、獣の隠れ場所を無くすなど山林整備による鳥獣被害対策が必要である。</li> <li>・ 現状の認定農業者だけでは、規模拡大・集約は限界である。経営安定基金などを活用し、白小豆、エゴマ、ソバ等を推奨するなど、受け手の確保及び遊休農地解消について検討する必要がある。</li> <li>・ 入作を推進するに当たり、既に作付けしている作物へ影響（牧草の害虫、コンニャク農薬ドリフト等）を及ぼさないかなども検討する必要がある。</li> <li>・ 沢で畑が分かれ集約は厳しい、耕作条件等を整えるためには連絡道路の整備が必要である。</li> <li>・ 耕地が未整備のため狭小畑をどのように集積、集約するかが課題であり、農地中間管理機構の活用を推進するためにも、農地所有者への周知を村へ要望する必要がある。</li> </ul>
--

### 3 対象地域内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地利用を中心経営体である認定農業者だけで担う事は出来ない。そのため中心経営体以外の農業者や兼業農業者にも協力していただく。</li> </ul>
--

(参考) 中心経営体 【第5区】

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積 (ha)	経営作物	経営面積 (ha)	農業を営む範囲
認農	農業者1	野菜	0.6	野菜	0.7	5区
認農	農業者2	野菜、水稲	0.6	野菜、水稲	0.7	5区
認農	農業者3	野菜、水稲他	0.8	野菜、水稲他	0.85	5区
認農	農業者4	野菜	0.3	野菜	0.6	5区
認農	農業者5	野菜	0.6	野菜	0.6	5区
認農	農業者6	野菜、花卉他	1.6	野菜、花卉他	1.6	5区
認農	農業者7	野菜	0.3	野菜	0.3	5区
認農	農業者8	野菜、花卉他	1.7	野菜、花卉他	1.7	5区
認農	農業者9	野菜	2.3	野菜	2.3	5区
認農	農業者10	野菜	2.6	野菜	2.6	5区
認農	農業者11	豆類、果樹他	0.81	豆類、果樹他	0.81	5区
認農	農業者12	野菜、水稲他	2.42	野菜、水稲他	2.42	5区
認就	農業者13	野菜	0	野菜	0.43	5区
計	13人		14.63		15.61	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p><b>【農地中間管理機構の活用方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地所有者へ周知を行い、条件が整えば農地中間管理機構の活用を検討していく。</li> </ul>
<p><b>【農地の集積・集約化の取組方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規模縮小や後継者不足などにより耕作できない農地が見込まれた場合には、地域内の意欲ある認定農業者等へ優先して集積を検討していく。</li> <li>・地域外等からの入作には害虫の発生しない農作物や農薬ドリフト被害が出ないように、注意のうえ受け入れを検討していく。</li> </ul>
<p><b>【鳥獣被害防止対策の取組方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・獣の隠れ場所を無くすため、荒れた中段の林帯などの整備を検討していく。</li> <li>・鳥獣被害が多いため、鳥獣害対策について専門家を招いて勉強会等を検討していく。</li> </ul>
<p><b>【多面的機能支払制度の取組方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に取り組んでいる地域や農業者団体では、引き続き多面的機能支払制度を活用し、共同で農地等維持管理をしていく。</li> <li>・新たな地域でも農地等を共同で維持管理するため活用を検討していく。</li> </ul>